

伝統文化デジタルアーカイブ業務受託事業者の選定に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

伝統文化デジタルアーカイブ業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、当該業務の受託事業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年7月21日

山形市長 佐藤 孝弘

1 公募型プロポーザルを実施する業務の概要

(1) 業務名 伝統文化デジタルアーカイブ業務

(2) 業務内容

「山形豊烈打毬」をテーマとした映画制作及び上映会実施等の業務とする。詳細は、伝統文化デジタルアーカイブ業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を参照のこと。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月11日まで

(4) 担当課 山形市企画調整部文化振興課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212（内線769）

FAX 023-624-9618

電子メール bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望することができる者は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 山形市契約規則（昭和39年山形市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に、参加に係る必要書類の提出期限までに登載されていること。また、本市の指名停止期間中でないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされていないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなさ

れていないこと。

- (7) 山形市暴力団排除条例（平成23年山形市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (9) 山形市に納付すべき市税については滞納しないことを誓約し、また、業務期間中に納付状態について調査されることに同意すること。
- (10) 山形市個人情報保護条例（平成12年山形市条例第34号）及び山形市情報セキュリティポリシーについては、制定の趣旨を尊重し遵守すること。
- (11) 映像制作に関する業務について、平成28年4月1日以後に受託の実績を有していること。

3 プロポーザルへの参加申込みについて

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込みを行うこと。なお、内容を確認、審査の後、その結果を通知する。

- (1) 書類等の提供 実施要領その他書類は、山形市公式ホームページ内の企画調整部文化振興課「お知らせ」からダウンロードするか、又は電子メールで上記1（4）の担当課（以下「担当課」という。）あてに請求することができる。
- (2) 提出書類
 - ア 参加表明書（伝統文化デジタルアーカイブ業務委託様式集（以下「様式集」という。） 第1号様式）
 - イ 添付書類（様式集 第2号様式から第6号様式まで）
 - ウ 直近3か月以内に発行された法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社がある者にあつては、法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書
- (3) 提出期限 令和3年8月4日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 提出方法 担当課へ、郵送又は直接持参して提出すること。電子メール等による提出は認めない。
- (5) 参加資格の確認 提出された書類により審査し、その結果は、随時確認結果通知書により通知する。

4 企画提案書等の提出手続

- (1) 提出を求めるもの（正本は電子データでも提出すること。）
 - ア 企画提案書
 - イ 企画提案書添付書類 正本1部 副本10部
- (2) 提出期間及び提出方法
 - ア 提出期間 令和3年7月21日（水）から8月4日（水）午後5時まで
 - イ 提出方法 担当課に持参又は郵送
- (3) 企画提案内容の無効 参加資格を有しない者が提案した企画提案は、無効とする。

5 本プロポーザル等への質問について

- (1) 質問方法 質問書(様式集 第7号様式)により担当課へ電子メールにより提出
- (2) 質問書提出期限 令和3年7月21日(水)から同月28日(水)午後5時まで
- (3) 回答 令和3年7月30日(金)午後5時までに山形市公式ホームページへ掲載する。

6 企画提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定

提案された企画提案内容について、令和3年8月19日(木)(予定)にプレゼンテーション・ヒアリング・審査を行い、最も評価の高い提案者を業務履行に最も適した契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)として決定する。

7 結果の通知 審査の結果は、企画提案を提出した者に文書で通知する。

8 結果の公表 山形市公式ホームページに結果を掲載する。

9 本契約

契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。合意が得られなかった場合又は不測の事態が生じた場合は、次点の候補者を契約候補者として繰り上げて交渉する。

10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者(提案者)の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。